２２歳以下の子どもを扶養申請する場合に必要な添付書類（送付票）

（手当申請と地共済への申請を同時に行う場合、地共済への提出書類は省略可）

提出書類の□にチェック☑ し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。

(注)　アルバイトを始める等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 様式 |
| □ ①　**扶養に関する申立書**（指定様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **【必須】** | [申立書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-5%20fuyonikansurumousitatesyo.doc) |
| □ ②　**3ヶ月以内に発行の住民票【原本】（世帯全員・続柄記載・個人番号省略）【必須】**  ※世帯分離又は別居されている場合等は、**戸籍謄本【原本】**も併せて提出 |  |
| □ ③　**市町村長が発行する被扶養者の令和５年度所得(課税)証明書【原本】　　 【必須】**  ※義務教育期間中までの子の場合は不要  ※取得できる最新のもの  ※収入が０円の場合、「０円」と記載されたものを提出 |  |
| □ ④　**扶養協議書**（指定様式）  　　 ※配偶者が扶養認定されている場合は不要 | [扶養協議書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-6%20fuyokyogisyo.doc) |
| □ ⑤　**扶養手当等非支給証明書**（参考様式）  　　　※配偶者が扶養認定を受ける場合は不要  　　　 ※配偶者が大阪府職員の場合（学校、警察に所属する場合を除く）は省略可  　　　 ※配偶者が自営業等により、扶養手当等を受けていないときは、配偶者の「健康保険証」の写しを  提出 | [非支給証明書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-7%20fuyoteatehisikyusyomeisyo.xls) |
| □ ⑥　**健康保険資格喪失証明書【原本】 　　　　　　　　　　　　　　　　　　【必須】**  ※国民健康保険に加入している場合は「被保険者証」の写し |  |

**以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **＜該当する方のみ＞** | 様式 |
| □ ⑦　**アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等**  ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近３か月の給与明細の写し |  |
| □ ⑧　**年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し]　等** |  |
| □ ⑨　**⑦⑧以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類　等** |  |
| □ ⑩**雇用保険受給待機期間中/受給中**（日額限度額未満）**/１年以内に受給終了又は放棄した場合は**  **雇用保険受給資格者証（第1面～第４面の写し）**  ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、  離職票１・２[写し]で一時的に代替可  ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの  ※「雇用保険放棄」の場合、離職票１・２の原本 |  |

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **申請者情報** | 申請の有・無に○を記入 | 扶養手当申請（有・無） | 地共済申請（有・無） | |
| 電子申請日 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | |
| 所属 |  | 職員番号 |  |
| 氏名 |  | 連絡先(内線) |  |

２２歳以上の子どもを扶養申請（**地共済のみ**）する場合に必要な添付書類（送付票）

提出書類の□にチェック☑ し、申請者情報を記入の上、提出書類とあわせて総務サービス課へお送りください。

（注１）２２歳以上の子に係る**扶養手当は給与条例上支給対象外**。

（注２） アルバイトを始める、就職した等、収入状況に変更があった場合は、取消申請が必要となるときがありますので、必ず総務サービス課へ御相談ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 様式 |
| □ ①　**扶養に関する申立書**（指定様式）　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **【必須】** | [申立書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-5%20fuyonikansurumousitatesyo.doc) |
| □ ②　**3ヶ月以内に発行の住民票【原本】（世帯全員・続柄記載・個人番号省略）【必須】**  ※世帯分離又は別居されている場合等は、**戸籍謄本【原本】**も併せて提出 |  |
| □ ③　**市町村長が発行する被扶養者の令和５年度所得(課税)証明書【原本】　　 【必須】**  ※取得できる最新のもの  ※収入が０円の場合、「０円」と記載されたものを提出 |  |
| □ ④　**扶養協議書**（指定様式）  　　 ※配偶者が扶養認定されている場合は不要 | [扶養協議書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-6%20fuyokyogisyo.doc) |
| □ ⑤　**扶養手当等非支給証明書**（参考様式）  　　　※配偶者が扶養認定を受ける場合は不要  　　　 ※配偶者が大阪府職員の場合（学校、警察に所属する場合を除く）は省略可  　　　 ※配偶者が自営業等により、扶養手当等を受けていないときは、配偶者の「健康保険証」の写しを  提出 | [非支給証明書](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36554/00000000/6-7%20fuyoteatehisikyusyomeisyo.xls) |
| □ ⑥　**健康保険資格喪失証明書【原本】 【必須】**  ※国民健康保険に加入している場合は「被保険者証」の写し |  |

**以下に該当する場合は、上記に加えて下記書類の提出が必要です。必ずご確認ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| **＜該当する方のみ＞** | 様式 |
| □ ⑦　**アルバイト、パート等の給与収入がある場合は、雇用条件の記載がある雇用契約書 等**  ※雇用契約書等で収入金額が確認できない場合は、直近３か月の給与明細の写し |  |
| □ ⑧　**年金収入がある場合は、直近の年金額改定通知書、年金証書[写し]　等** |  |
| □ ⑨　**⑦⑧以外の収入がある場合は、収入の内容が確認できる書類　等** |  |
| □ ⑩**雇用保険受給待機期間中/受給中**（日額限度額未満）**/１年以内に受給終了又は放棄した場合は**  **雇用保険受給資格者証（第1面～第４面の写し）**  ※「雇用保険待機中」の場合、雇用保険受給資格者証が発行されるまでの間、  離職票１・２[写し]で一時的に代替可  ※「雇用保険受給終了」の場合、受給終了日が確認できるもの  ※「雇用保険放棄」の場合、離職票１・２の原本 |  |

★上記の他、状況に応じて、確認のため追加書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **申請者情報** | 申請の有・無に○を記入 | 地共済申請（有・無） |
| 電子申請日 | 年　　月　　日 |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 職員番号 |  |
| 連絡先(内線) |  |